

卷末資料

2章 情報収集・連絡

(2) 国、近隣他都道府県等との連絡

【連絡先一覧】

ア) 府内市町村

市町村	課室名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
高槻市	市民生活環境部 エネルギーセンター	569-0021	高槻市前島三丁目8-1	072-669-1950	072-669-1961

イ) 府内廃棄物関係一部事務組合

組合名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
—				

ウ) 府内一般廃棄物処理施設（市町村設置）

1) ごみ焼却施設

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
清掃工場	島本町	618-0003	島本町大字尺代490	075-961-7776

2) 最終処分場

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
大阪湾広域臨海環境整備センター	大阪湾広域臨海環境整備センター	530-0005	大阪市北区中之島二丁目2番2号	06-6204-1721

3) その他のごみ処理施設

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
—				

4) し尿処理施設

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
高槻市エネルギーセンター分室	高槻市	569-0836	高槻市唐崎西一丁目17番1号	072-669-1950

エ) 国関係の廃棄物担当課

団体名	担当課名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
環境省 環境再生・資源循環局	環境再生事業担当参事官付 災害廃棄物対策室	100-8975	東京都千代田区霞が関 1-2-2中央合同庁舎5号館	03-3581-3351	03-3593-8359
同上	廃棄物適正処理推進課	同上	同上	03-3581-3351	03-3593-8263
環境省	近畿地方環境事務所	540-6591	大阪府中央区大手前 1-7-31 OMM8F	06-4792-0702	06-4790-2800

3章 協力・支援体制

(2) 市町村等、都道府県及び国の協力・支援

表1 災害時応援協定

締結日	協定名称	締結先
平成25年9月1日	三島地域災害時相互応援に関する協定書	吹田市・茨木市・高槻市・摂津市
平成25年9月1日	災害時における相互応援に関する協定書	大山崎町
平成27年7月1日	北摂地域における災害等廃棄物の処置に係る相互支援協定書	豊中市・池田市・吹田市・高槻市・茨木市・箕面市・摂津市・能勢町・豊能町・豊中市伊丹市クリーンランド管理者・猪名川上流広域ごみ処理施設組合

(3) 民間事業者団体等との連携

表2 民間事業者との災害時応援協定

締結日	協定名称	締結先	電話番号
平成26年1月26日	島本町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人島本町社会福祉協議会	075-962-5417
令和3年2月5日	災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	大栄環境株式会社	078-857-4649

5章 一般廃棄物処理施設等

(1) 一般廃棄物処理施設の現況

表3 本町等の一般廃棄物処理施設

①本町等の一般廃棄物処理施設

施設名称	施設概要	住所、連絡先
清掃工場	焼却	住所：島本町大字尺代490
		電話番号：075-961-7776
高槻市 エネルギーセンター分室	し尿	住所：高槻市唐崎西一丁目17番1号
		電話番号：072-669-1950

②一般廃棄物処理施設被災時の確認内容

項目	内容
対応者	・環境課
確認内容	・清掃工場、高槻エネルギーセンター分室の被害状況の確認 ・各施設への収集運搬ルートの確認 ・ごみ・し尿収集業務委託業者の車両等被害状況の確認
実施方法	・電話

表4 一般廃棄物処理施設被災時の受入条件等

施設名称	施設概要	受入可能な廃棄物	受入条件	施設の容量
清掃工場	焼却	町で予め定めるもの	適宜協議	46t/日
高槻市 エネルギーセンター分室	し尿	し尿・浄化槽汚泥	適宜協議	84kl/日

表5 一般廃棄物処理施設 被災時の確認事項

施設名称	施設概要	施設の被災状況
清掃工場	焼却	被災：あり なし
		搬入：可 不可（不可の場合復旧目途 月 日）
		ピット残： t
高槻市エネルギーセンター分室	し尿	被災：あり なし
		搬入：可 不可（不可の場合復旧目途 月 日）



図1 一般廃棄物処理施設の位置図（町内）

(2) 仮設トイレ等し尿処理

【仮設トイレ等の種類】

仮設トイレを含む災害対策トイレには表2-5-10のようなものがある。

仮設トイレの設置には通常1～3日程度必要とされることから、仮設トイレが使用可能となるまで、数日分の携帯型トイレや管理型トイレを備蓄しておくことも必要である。また、和式仮設トイレでは高齢者などの災害弱者には使用しにくい場合があるため、可能な限り洋式仮設トイレを優先的に設置するものとする。

表6 仮設トイレ等の備蓄状況

種類	備蓄数
携帯型トイレ	1,600
簡易型トイレ	9
仮設トイレ（組立型）	14
マンホールトイレ	18

表7 災害対策トイレの種類

災害対策トイレ型式	概要	留意点
携帯型トイレ	既設の洋式便器等に設置して使用する便袋（し尿をためるための袋）を指す。 吸水シートがあるタイプや粉末状の凝固剤で水分を安定化させるタイプ等がある。	使用すればするほどゴミの量が増えるため、保管場所、臭気、回収・処分方法の検討が必要。
簡易型トイレ	室内に設置可能な小型で持ち運びができるトイレ。し尿を溜めるタイプや機械的にパッキングするタイプなどがある。し尿を単に溜めるタイプ、し尿を分解して溜めるタイプ、電力を必要とするタイプがある。	いずれのタイプも処分方法や維持管理方法の検討が必要。電気を必要とするタイプは、停電時の対応方法を準備することが必要。
仮設トイレ（ボックス型）	イベント会場や工事現場、災害避難所などトイレが無い場所、またはトイレが不足する場所に一時的に設置されるボックス型のトイレ。最近では簡易水洗タイプ（1回あたり 200cc程度）が主流となっており、このタイプは室内に臭気の流入を抑えられる機能を持っている。	ボックス型のため、保管場所の確保が課題となる。便器の下部に汚物を溜めるタンク仕様となっている。簡易水洗タイプは洗浄水が必要であり、タンク内に溜められた汚物はバキュームカーで適時汲取りが必要となる。

災害対策トイレ型式	概要	留意点
仮設トイレ (組立型)	災害避難所などトイレが無い場所、またはトイレが不足する場所に一時的に設置される組立型のトイレ。パネル型のものやテント型のものなどがあり、使用しない時はコンパクトに収納できる。	屋外に設置するため、雨や風に強いことやしっかりと固定できることが求められる。
マンホールトイレ	マンホールの上に設置するトイレである。水を使わずに真下に落とすタイプと、簡易水洗タイプがある。上屋部分にはパネル型、テント型などがあり、平常時はコンパクトに収納できる。入口の段差を最小限にすることができる。	迅速に使用するために、組立方法等を事前に確認することが望ましい。屋外に設置するため、雨風に強いことやしっかりと固定できることが求められる。プライバシー空間を確保するため、中が透けないことや鍵・照明の設置などの確認が必要で、設置場所を十分に考慮する必要がある。
自己処理型トイレ	し尿処理装置がトイレ自体に備わっており、処理水を放流せずに循環・再利用する方式、オガクズやそば殻等でし尿を処理する方式、乾燥・焼却させて減容化する方式などがある。	処理水の循環等に電力が必要で、汚泥・残渣の引き抜きや機械設備の保守点検など、専門的な維持管理も必要。
車載型トイレ	トラックに積載出来る（道路交通法を遵守した）タイプのトイレで、道路工事現場など、移動が必要な場所等で使用する。ほとんどが簡易水洗式で、トイレ内部で大便器と小便器を有したものもあり、状況に応じて選択ができる。	トイレと合わせてトラックの準備が必要となる。簡易水洗タイプは洗浄水が必要であり、タンク内に溜められた汚物はバキュームカーで適時汲取りが必要となる。
災害対応型常設トイレ	災害時にもトイレ機能を継続させるため、災害用トイレを備えた常設型の水洗トイレのことを指す。多目的トイレなど場所に応じた設計を行うことができる。	設置場所での運用マニュアルを用意し、災害時対応がスムーズに行えるように周知することが必要。

6章 災害廃棄物処理対策

(5) 収集運搬

1) 関連車両の不足分の調達の検討

通常のごみ収集等で使用する関連車両について、車種別に台数・積載量の整理を行った。整理結果を示す。

表8 車種別台数 (台)

番号	種別	所有者	所在地	車種別台数													合計		
				塵芥用											し尿	その他			
				塵芥車	ダンプ車	キャブオーバー	アームロール	ウイング	バン	平ボディ	ユニック	コンテナ車	パワーゲート車	軽トラック		冷蔵冷凍車		バキュームカー	高圧洗浄車
1	直営	島本町環境課	島本町桜井二丁目1番1号	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3
2	直営	島本町総務・債権管理課	島本町桜井二丁目1番1号	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	4
合計				0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	7

表9 車種別数積載量 (t)

番号	種別	所有者	所在地	車種別積載量(t)													合計		
				塵芥用											し尿	その他			
				塵芥車	ダンプ車	キャブオーバー	アームロール	ウイング	バン	平ボディ	ユニック	コンテナ車	パワーゲート車	軽トラック		冷蔵冷凍車		バキュームカー	高圧洗浄車
1	直営	島本町環境課	島本町桜井二丁目1番1号	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	2.7
2	直営	島本町総務・債権管理課	島本町桜井二丁目1番1号	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	3.1	
合計				0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	5.8	

表10 車種別数積載量 (t)

番号	種別	所有者	所在地	台数						積載量					
				塵芥車 (バツカー車)	塵芥用 その他 車両 (バツカー車 以外)	し尿	小計	その他	合計	塵芥車 (バツカー車)	塵芥用 その他 車両 (バツカー車 以外)	し尿	小計	その他	合計
1	直営	島本町環境課	島本町桜井二丁目1番1号	0	3	0	3	0	3	0.0	2.7	0.0	2.7	0.0	2.7
2	直営	島本町総務・債権管理課	島本町桜井二丁目1番1号	0	4	0	4	0	4	0.0	3.1	0.0	3.1	0.0	3.1
合計				0	7	0	7	0	7	0.0	5.8	0.0	5.8	0.0	5.8

(6) 仮置場

1) 仮置場候補地の選定

※仮置場候補地の選定の際に考慮する点

《選定を避けるべき場所》

- ・ 学校等の避難場所として指定されている施設及びその周辺は避ける。
- ・ 周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域は避ける。
- ・ 土壌汚染の恐れがあるため、農地はできるだけ避ける。
- ・ 浸水想定区域等は避ける。

《候補地の絞り込み》

- ・ 重機等による分別・保管をするため、できる限り広い面積を確保する。
- ・ 公園、グラウンド、廃棄物処理施設等の公有地。
- ・ 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地。（借上げ）
- ・ アスファルト等舗装してある場所が望ましい。
- ・ 候補地に対する他の土地利用（自衛隊野営場、避難所、応急仮設住宅等）のニーズの有無を確認する。（防災担当部署と協議しておく）
- ・ 効率的な搬入ルート、必要な道路幅員が確保できる。
- ・ 長期間の使用が可能。
- ・ 道路渋滞や周辺への環境影響を十分考慮する。

表11 仮置場の開設にあたって必要なもの

項目	内容
資機材	<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物の下に敷くシート・ 粗選別等に用いる重機 （例：フォーク付のバックホウ）・ 仮置場を囲むフェンス・ 飛散防止のためのネット・ 分別区分を示す立て看板・ 害虫発生防止のための薬剤・ タイヤ洗浄機・ 作業員の控室 など
人員 （仮置場の管理・指導）	<ul style="list-style-type: none">・ 仮置場の全体管理・ 車両案内・ 荷降ろし・分別の手伝い・ 夜間の警備（不法投棄・盗難防止） など

(7) 環境対策、モニタリング

2) 環境影響とその要因

表12 災害廃棄物処理に係る主な環境影響と要因

影響項目	対象	主な環境影響と要因
大気	被災現場 (解体現場等)	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去作業に伴う粉じんの飛散 ・アスベスト含有廃棄物（建材等）の解体に伴う飛散
	運搬時	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等運搬車両の走行に伴う排ガスによる影響 ・廃棄物等運搬車両の走行に伴う粉じんの飛散
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・重機等の稼働に伴う排ガスによる影響 ・中間処理作業に伴う粉じんの飛散 ・アスベスト含有廃棄物（建材）の処理によるアスベストの飛散 ・廃棄物からの有害ガス、可燃性ガスの発生 ・焼却炉（仮設）の稼働に伴う排ガスによる影響
騒音・振動	被災現場 (解体現場等)	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去等の作業時における重機等の使用に伴う騒音・振動の発生
	運搬時	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音・振動
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場での運搬車両の走行による騒音・振動の発生 ・仮置場内での破碎・選別作業における重機や破碎機等の使用に伴う騒音・振動の発生
土壌	被災現場	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地内のPCB廃棄物等の有害物質による土壌への影響
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場内の廃棄物からの有害物質等の漏出による土壌への影響
臭気	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場内の廃棄物及び廃棄物の処理に伴って発生する臭気による影響
水質	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場内の廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共用水域への流出 ・降雨等に伴って仮置場内に堆積した粉じん等の濁りを含んだ水の公共用水域への流出 ・焼却炉（仮設）の排水や災害廃棄物の洗浄等に使用した水（排水）の公共用水域への流出
その他 (火災)	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物（混合廃棄物、腐敗性廃棄物等）による火災発生

表13 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物(建材等)の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技1-14-7】（平成26年3月31日、環境省）

(9) 選別・処理・再資源化

表14 廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等

種類	処理方法・留意事項等
混合廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・混合廃棄物は、有害廃棄物や危険物を優先的に除去した後、再資源化可能な木くずやコンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに破碎し、選別（磁選、比重差選別、手選別など）を行うなど、段階別に処理する方法が考えられる。
木くず	<ul style="list-style-type: none"> ・木くずの処理に当たっては、トロンメルやスケルトンバケットによる事前の土砂分離が重要である。木くずに土砂が付着している場合、再資源化できず最終処分せざるを得ない場合も想定される。土砂や水分が付着した木くずを焼却処理する場合、焼却炉の発熱量（カロリー）が低下し、処理基準（800℃以上）を確保するために、助燃剤や重油を投入する必要がある場合もある。
コンクリートがら	<ul style="list-style-type: none"> ・分別を行い、再資源化できるように必要に応じて破碎を行う。再資源化が円滑に進むよう、コンクリートがらの強度等の物性試験や環境安全性能試験を行って安全を確認するなどの対応が考えられる。
家電類	<ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）の対象製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）については、買い替え等に併せ、原則として所有者が家電リサイクル法ルートでリサイクルを行う。 ・町が処理する場合においては、「災害廃棄物対策指針」を参考に、次のとおり処理する。 ○分別が可能な場合は、災害廃棄物の中から可能な範囲で家電リサイクル法対象機器を分別し、仮置場にて保管する。 ※時間が経ってからメーカー等から方針が示されることもあるので、保管場所に余裕があるならば、処理を急がないことが重要である。 ○破損・腐食の程度等を勘案し、リサイクル可能（有用な資源の回収が見込める）か否かを判断し、リサイクル可能なものは家電リサイクル法に基づく指定引取場所に搬入する。 ○リサイクルが見込めないものは、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。 ※冷蔵庫・冷凍庫及びエアコンについては、冷媒フロンの抜き取りが必要であり、専門業者（認定冷媒回収事業所）に依頼する必要がある。 ※なお、パソコン・携帯電話についても、原則は小型家電リサイクル法に基づく認定事業者で処理するものとするが、リサイクルが見込めないものは、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。
畳	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎後、焼却施設等で処理する方法が考えられる。 ・畳は自然発火による火災の原因となりやすいため、分離し高く積み上げないように注意する。また腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。

種類	処理方法・留意事項等
タイヤ	・チップ化することで燃料等として再資源化が可能。火災等に注意しながら処理する。
肥料・飼料等	・肥料・飼料等が水害等を受けた場合は（港の倉庫や工場内に保管されている肥料・飼料等が津波被害を受けた場合も含む）、平時に把握している事業者へ処理・処分を依頼する。
廃自動車	・被災した自動車（以下「廃自動車」という。）及び被災したバイク（自動二輪車及び原動機付自転車。以下「廃バイク」という。また、廃自動車及び廃バイクを合わせて、以下「廃自動車等」という。）は、原則として使用済自動車の再資源化等に関する法律によるリサイクルルート又はメーカー等が自主的に構築している二輪車リサイクルシステムにより適正に処理を行う。なお、廃自動車等の処分には、原則として所有者の意思確認が必要となる

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）P2-45、表 2-3-1 を編集

（10）最終処分

表 15 最終処分場リスト

名 称	受入可能な廃棄物	住 所	能力/施設概要
大阪湾広域環境臨海 環境整備センター	瓦等不燃物	兵庫県神戸市東灘区向洋町 地先（神戸沖処分場） 大阪府大阪市此花区北港緑 地地先（大阪沖処分場）	—

(12) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

表16 有害・危険性廃棄物処理の留意事項

種類	留意事項等
石膏ボード、スレート板などの建材	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。 ・建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。 ・バラバラになったものなど、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混合せずに別保管するなどの対策が必要である。
石綿	<ul style="list-style-type: none"> ・損壊家屋等は、撤去（必要に応じて解体）前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として適正に処分する。 ・廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まないようにする。 ・仮置場で災害廃棄物中に石綿を含むおそれがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。 ・損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。
PCB廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物は、被災市区町村の処理対象物とはせず、PCB保管事業者に引き渡す。 ・PCBを使用・保管している損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を行う場合や撤去（必要に応じて解体）作業中にPCB機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。 ・PCB含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、PCB廃棄物とみなして分別する。
テトラクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分に関する基準を越えたテトラクロロエチレン等を含む汚泥の埋立処分を行う場合は、原則として焼却処理を行う。
危険物	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の処理は、種類によって異なる。（例：消火器の処理は日本消火器工業会、高圧ガスの処理はエルピーガス協会、フロン・アセチレン・酸素等の処理は民間製造業者など）

種類	留意事項等
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電に注意する。 ・ 感電に注意して、作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・ 複数の太陽電池パネルがケーブルでつながっている場合は、ケーブルのコネクターを抜くか、切断する。 ・ 可能であれば、太陽電池パネルに光が当たらないように段ボールや板などで覆いをするか、裏返しにする。 ・ 可能であれば、ケーブルの切断面から銅線がむき出しにならないようにビニールテープなどを巻く。 ・ 保管時において、太陽電池モジュール周辺の地面が湿っている場合や、太陽光発電設備のケーブルが切れている等、感電のおそれがある場合には、不用意に近づかず電気工事士やメーカー等の専門家の指示を受けます。
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感電に注意して、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・ 電気工事士やメーカーなどの専門家の指示を受ける。

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）P2-45、表 2-3-1 を編集